

●● 第1章 計画策定の概要 ●●

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

我が国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えることとなり、高齢者人口は、生産年齢人口の減少傾向が加速する中で、今後も増加していくことと見込まれています。これは、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年以降も増加を続け、介護ニーズの高い85歳以上人口については令和42（2060）年まで増加することが見込まれています。

本町においては、高齢者人口は既にピークを迎え、高齢者の総数は減少傾向にある中、85歳以上人口は増加することが見込まれ、高齢者人口の構造変化が続いています。令和5（2023）年9月末現在の高齢者数は8,244人、高齢化率が35.0%となっており、令和22（2040）年には高齢化率は35.5%となることを見込まれます。

国はこれまでに介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築することを示してきました。

本町では、介護保険法117条により市町村が策定する介護保険事業計画において、我が国の高齢化率の情勢を踏まえ、第6期（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）以降の計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、令和7（2025）年までの各計画期間を通じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができる地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目指した取組を推進してきました。

また、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、国は「SDGs実施指針改訂版（令和元年12月20日）」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進する必要があります。

加えて、近年の多くの災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により浮き彫りとなった高齢者の健康維持や生活支援、介護事業所等への事業継続に必要な支援といった新たな課題について、引き続き、関係課と連携を図り、地域の安定した生活基盤の確保に向け、検討、取組を推進する必要があります。

平成12（2000）年度に介護保険制度が開始されてから24年が経ち、本計画に含まれる介護保険事業計画は令和6（2024）年度より第9期を迎えます。制度改正の主旨やこれまでの本町における高齢者保健福祉及び介護保険事業の取組を踏まえ、令和22（2040）年を見据えて地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることを目的として、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

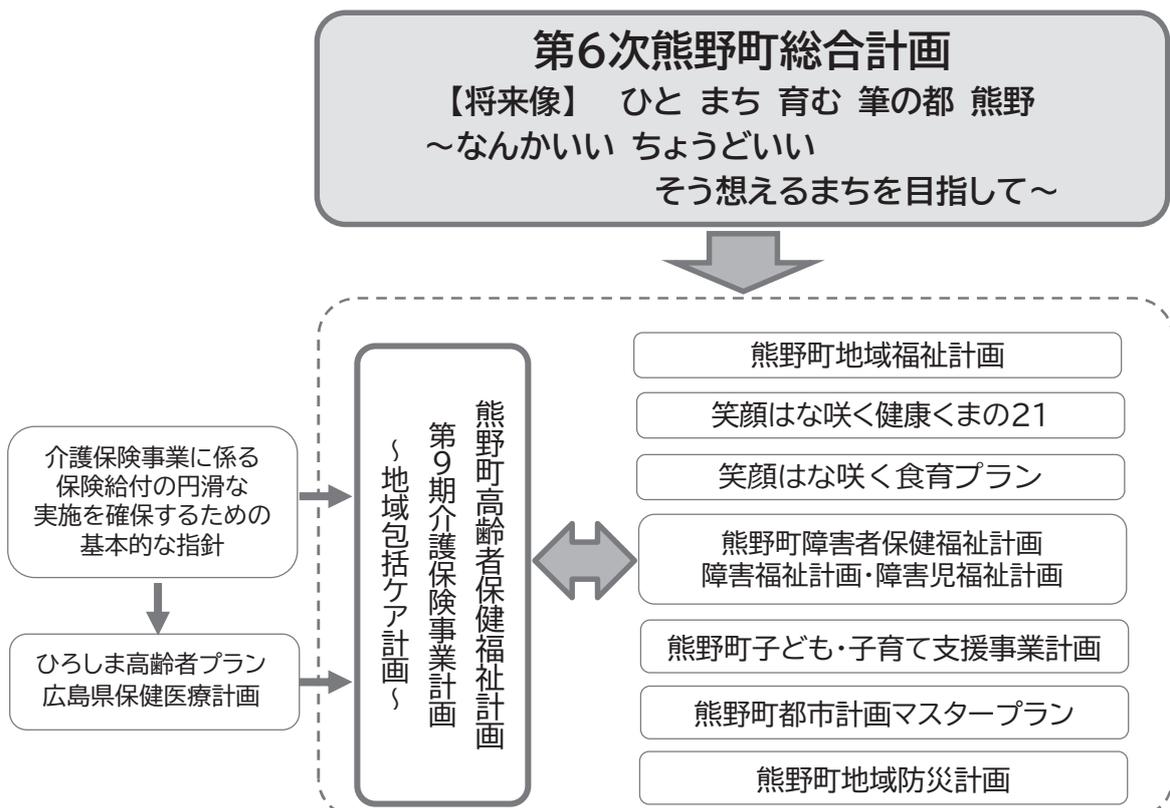
(1)法的な位置づけ

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき策定する「市町村老人福祉計画」に当たるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために策定する「市町村介護保険事業計画」に当たります。
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「市町村認知症施策推進計画」を包含して策定しています。
- 本町における高齢者福祉・介護施策の推進と、介護保険事業の円滑な運営、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを目的に、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。

(2)関連計画との整合性

- 本計画は、上位計画である「第6次熊野町総合計画」の福祉・保健部門計画と位置づけており、高齢者に関する今後の保健・介護分野の施策を総合的に推進するための指針となるものです。
- 本町の関連計画（「健康増進計画」「障害者保健福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等）、広島県の「第9期ひろしま高齢者プラン」及び「保健医療計画」と整合性を図り策定しました。

[図]他計画との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とした3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて本計画期間中に目指すべき姿を明らかにし、目標を設定しました。

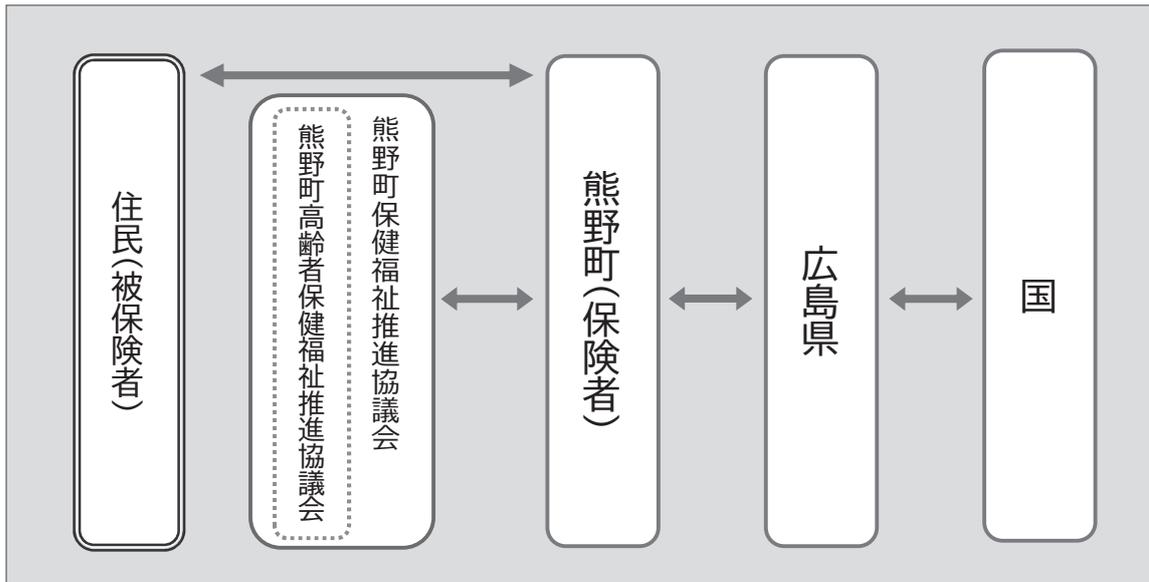
平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	～	令和 22年度 (2040)
← 第6期計画 →			← 第7期計画 →			← 第8期計画 →			← 第9期計画 →				
令和7年(2025年)を見据えた目標を設定													
						令和22年(2040年)を見据えた目標を設定							

4 計画の策定方法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、行政内部での連携を図るとともに、医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の幅広い意見を反映するため、熊野町保健福祉推進協議会に熊野町高齢者保健福祉推進協議会を設置し、審議、検討を行いました。

[図] 策定体制図



(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見、高齢者福祉施策に関する要望等を把握することにより、本町の実態に即した計画策定の基礎資料とするため、次のとおり高齢者の暮らしについての調査（以下「高齢者アンケート調査」という。）を実施しました。

① 高齢者の暮らしについての調査

調査名称	高齢者の暮らしについての調査
調査地域	町内全域
調査対象	65歳以上の町民(要介護1～5の認定を受けている町民を除く) 1,500人
調査方法	郵送配付・回収
調査期間	令和5(2023)年2月1日～2月27日
有効回収数	1,047人(69.8%)

②在宅介護実態調査

調査名称	在宅介護実態調査
調査地域	町内全域
調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	調査員による聞き取り
調査期間	令和5(2023)年1月6日～4月28日
有効回収数	113人

5 計画の進行管理・評価

各年度における計画の達成状況を踏まえ、評価指標を達成できるよう、関係機関と連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。今後、3年ごとに行われる見直しの機会を捉え、それまでの取組の評価に基づき、関係機関等に対し、必要な指導・助言を行います。

また、施策全般の推進状況等の分析・評価にあたっては、熊野町高齢者保健福祉推進協議会を活用し、被保険者や医療・福祉関係者の意見を取り入れて行います。

6 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、住み慣れた地域で介護保険サービスが利用できるよう、「日常生活圏域」を基本としてサービス提供拠点の確保を図ります。

本町の日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス基盤の整備状況等を勘案し、町内全域を一つの日常生活圏域とします。